

郡上市小規模事業者支援事業補助金

【制度内容】要件を満たした小規模事業者及び小規模事業創業者等に対して、事業所等の設置にかかる固定資産税相当分、地域の店舗が営業を継続するために必要な備品の更新、修繕費用等の一部を支援します。

1. 交付対象事業者

- 製造業その他の業種 従業員20名以下
- 商業又はサービス業 従業員5名以下の小規模事業者または、小規模事業創業者

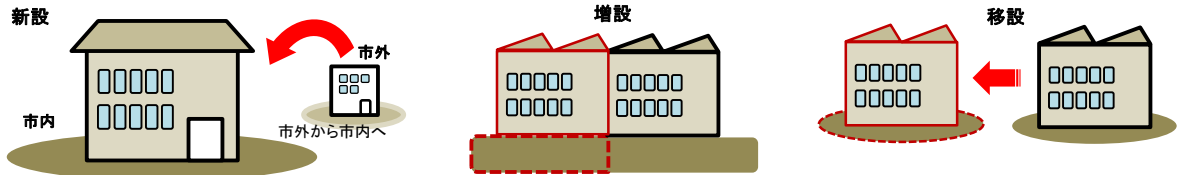
【小規模事業者等設置支援事業、小規模事業者等立地支援事業】

- ・製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、サービス業
- ・工場、事務所、店舗等を市内の建築業者と契約し、市内に新築・増設・移設

【小規模事業者営業支援事業】

- ・既存の食料品店、薬局、衣料品店、理容・美容店、ガソリンスタンド及び市長が認める店舗で営業に必要な備品を更新、修繕等

2. 小規模事業者等設置支援事業、小規模事業者等立地支援事業



投下固定資産額が3,000万円以上5,000万円未満で、市内に事業所等を「新設」した場合

1. 投下固定資産額が3,000万円以上～5,000万円未満(正規従業員が2人以上)

投下固定資産額が3,000万円未満で、市内に事業所等を「新設、増設又は移設」した場合

1. 投下固定資産額が2,000万円以上～3,000万円未満(正規従業員が1人以上)
2. 投下固定資産額が2,000万円未満(正規従業員の条件なし)

○「新設」とは、本市に事業所等を有しない者が、本市に新たに事業所を設置すること又は、本市に事業所等を有する者が、既設の事業と異なる業種の事業等を本市に設置すること。

○「増設」とは、本市に事業所を有する者が、同一業種の事業所等を本市に設置し又は、既設の事業所等を拡張すること。

○「移設」とは、本市に事業所を有する者が、当該事業所等を本市の別の場所に移転すること。

○「投下固定資産額」とは、操業開始に伴う事業所等の設置のために新たに取得した土地、建物及び償却資産をいものとし、その総額は、取得価格の合計額とする。

○「正規従業員」とは、事業所の設置に際し、新たに当該事業所等に勤務させるために常時雇用される従業員(本市に住所を有する者に限る。)であって、事業者が雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行った者をいう。

3. 小規模事業者等設置支援事業、小規模事業者等立地支援事業に該当する補助内容

種類	小規模事業者等設置支援事業	小規模事業者等立地支援事業
内容(交付額)	建物及び償却資産、土地に対して課税される各年度の固定資産税相当額	土地を購入し、操業開始後初めて課税される年度の土地に係る固定資産税評価額の100分の10以内の額(建物及び償却資産は対象外)
交付期間	操業開始後初めて課税される年度から3年間	課税される初年度(1回のみ)
限度額	上限なし	300万円まで

※5月に市から納税通知書が送付されますので該当される場合は納税通知書をもって5月中旬に申請してください。

4. 小規模事業者営業支援事業

市内の既存の食料品店、薬局、衣料品店、理容・美容店、ガソリンスタンド等の備品の更新、修繕の経費及び食料品店、薬局、衣料品店、理容・美容店、ガソリンスタンドの利用が困難な地域に対しての販売や理美容を目的とする専用車両の購入経費

食料品店・薬局

1. 冷蔵庫
2. 移動販売車(新規・更新)
3. 商品陳列棚
4. レジ

衣料品店

1. 商品棚
2. 移動販売車(新規・更新)
3. レジ

理容・美容店

1. 理美容用椅子
2. 理美容用洗面台
3. 訪問車(新規・更新)
4. レジ

ガソリンスタンド

1. 地下タンク
2. 給油装置
3. 配達車(新規・更新)
4. レジ

その他

市長が認めるもの

5. 小規模事業者営業支援事業に該当する補助内容

営業に必要な備品の更新、修繕等のための経費のうち2/3(上限100万円)を支援する。

○新設店舗、既存の店舗においても新規に購入する備品については対象となりません。

○交付決定から3年以上継続して営業する必要があります。

お問合せ先：商工観光部商工課 TEL 67-1808